

「平成17年(ワ)第71号 公文書隠蔽に関する慰謝料請求事件」の和解成立について

2007年4月26日
市民オンブズマン福井

1 和解条項

- 1 被告は、原告が、福井県知事に対し、平成12年6月19日付けで、福井県公文書公開条例に基づいて「敦賀市樫曲の民間産業廃棄物処分場に（中略）県が立ち入り検査を行った結果の報告書、資料、文書等一切」の公開を求めた際に、公開の対象となる公文書を特定するにあたって、原告の意思確認が十分でなかったことを認める。
- 2 被告は、福井県情報公開条例に基づく公文書の公開請求を受けた場合、今回のように請求者が、公開を求める公文書の件名やその記載内容を知らずに公開請求を行っていることもあることから、請求者が知りたいと思う事項について意思の確認に努め、県民の県政参加の一層の推進及び県政の公正な運営の確保を図るものとする。
- 3 原告は、本件請求を放棄する。
- 4 原告と被告は、原、被告間に、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

2 訴訟に至る経緯概要

市民オンブズマン福井の会員が、2000年6月19日、栗田知事（当時）に対し「敦賀市樫曲の民間産業廃棄物処分場に、キンキクリーンセンター(株)が搬入した産業廃棄物について、県に提出した年度ごとの残余量報告書、および、県が立ち入り検査を行った結果の報告書、資料、文書等一切。いずれも平成5年度以降。」について公開を請求しましたが、福井県は、1993年度から1998年度までの「業務日誌」と「監視日報」は既に廃棄したと主張しました。

ところが、ある個人が公開を請求し2005年2月8日に開示を受けた文書の中に、1994年度から1998年度までの「業務日誌」が含まれていました。

3 提訴した理由と訴訟の経過

福井県が廃棄したと主張していた文書が実際は廃棄されずに存在していたということは、「情報公開制度の根幹を揺るがす問題」であるゆえに、市民オンブズマン福井としても、このまま何もしないわけにはいかないと考え、前記会員を原告として、2005年4月7日、福井県に対し、精神的損害に対する慰謝料と

弁護士費用を含めた550万円の支払いを求めて、福井地裁に訴訟を提起しました。

訴状に記載したとおり、「情報公開制度は、情報の所持者である実施機関が情報の存否について誠実に対応するとの信頼に基づいて成り立っているところ、本件決定のように、実施機関が公開したくない情報を意図的に隠すならば、その信頼は全く地に落ち、情報公開制度自体が成り立つ基盤そのものが崩れ去ってしまうのである。」と考えたからこそその提訴でした。

裁判の過程において、処分場周辺の水質検査の結果を記録した「行政検査結果記録」も、原告が公開を請求したときに存在していたにもかかわらず、公開請求した文書に含まれていなかったとの理由で、福井県が開示しなかったことが判明し、福井県の情報公開への消極姿勢がますます明らかとなりました。

その後、原告と被告それぞれの主張が明らかとなり、だれを証人として尋問するかを決めようとした2006年11月8日の弁論準備期日において、小林裁判長より原告と被告に和解の勧告がなされました。

以後、今回の和解成立まで、和解条項について、裁判所、原告、被告との間で協議がなされ、今回、和解が成立しました。

4 今回の和解成立にあたって

この事件について、和解を選択したのは、和解条項に全面的に納得したからではありません。

しかし、「情報公開制度は、情報の所持者である実施機関が情報の存否について誠実に対応するとの信頼に基づいて成り立っている」ことに関して、和解条項の第1項にあるとおり、福井県は、事件当時、その誠実さが欠けていたことを認めました。また、和解条項の第2項にあるとおり、福井県は、今後、一般市民からの公開請求に対し、出来る限り誠実に対応し、出来る限り公開する方向で努力することを宣言しました。

今回の和解条項は、市民オンブズマン福井だけでなく、一般市民にとっても情報公開を請求する上で活用できる内容であり、かかる内容の和解条項を得るという成果をあげたことにより、今回の裁判の目的を一定程度達成できたため、和解を選択することとしました。

なお、一般市民が、裁判を続ける精神的、時間的、労力的、費用的な負担の重さを、福井県は重々押し量るべきであり、このような事件が再発しないように、福井県は、行政（実施機関）が保有する情報は、本来住民が共有するものであるという基本認識のもと、情報公開制度について一層の推進を図ること、県民の県政参加についてその目的と意義を正しく理解することを求めたいと考えます。

以上